大規模小売店舗立地法 栃木県指導事項等に対する回答

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	地域振興課 担当:中島 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	意見なし	
2	県民協働推進課 担当:菊地 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書類等 (DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18 歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30 cm×15cm)を行ってください。	. *
3	IFAX:028-623-3138	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。 (回答不要) ・3000m2 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。 所管する県北環境森林事務所環境対策課(0287-22-2277)と協議してください。	・- ・3000m2以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出いたしま す。

	_		
		○栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期	○リサイクル促進等、可能な限り対応いたします。
		間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上	○食品ロス削減等、可能な限り対応いたします。
		で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展	
		開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を	
		御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充	
	 資源循環推進課	及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に	
	担当:角田	資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	
4	TFI:028-623-3107	○栃木県では令和 3 (2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期	
		間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総	
	7 AX.020 023 3113	合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画	
		の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理	
		解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活	
		用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願	
		いいたします。	
	交通政策課	新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題	店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問
-	担当:湊	が発生した場合は、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要	題が発生した場合は、関係機関と協議を行い必要な対応を
	TEL:028-623-2409	な対応をお願いします。	いたします。
	FAX:028-623-2399		
	道路整備課	道路法第十五条(都道府県道の管理)のうち、新設、改築の観点から意見	_
6	担当:植木	なし	
	TEL:028-623-2414		
	FAX:028-623-2417		
	道路保全課	意見なし。	_
7	担当:相馬		
'	TEL:028-623-2429		
	FAX:028-623-2431		

	上下水道課	雨水排水計画及び汚水排水計画については那須塩原市担当課と協議してく	-
8	担当:大木	ださい(回答不要)	
	TEL:028-623-2507		
		<開発指導担当>	<開発指導担当>
		・都市計画法第29 条の開発許可の要否について、那須塩原市都市計画課	・都市計画法第29 条の開発許可を要します。那須塩原市
		と協議してください。(那須塩原市都市計画課 TEL 0287-62-7048)	都市計画課に事前協議書を提出済。(12/16提出)
		<景観づくり担当>	<景観づくり担当>
		・那須塩原市景観計画に定める行為の届出の要否について、那須塩原市都	・那須塩原市景観計画に定める行為の届出について、那須
		市計画課と協議して下さい。	塩原市都市計画課と協議いたします。
		・屋外広告物を設置する場合には、那須塩原市屋外広告物条例に基づく許	・那須塩原市屋外広告物条例について、那須塩原市都市計
		可申請について、那須塩原市都市計画課と協議してください。(協議先:	画課と協議いたします。
	都市政策課	那須塩原市都市計画課 0287-62-7159)	<計画担当>
g	担当:越雲	<計画担当>	・立地適正化計画について那須塩原市都市計画課と協議い
	TEL:028-623-2463	・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場	たします。
	FAX:028-623-2595	合には届出が必要となりますので、那須塩原市都市計画課と協議してくだ	・駐車場法に基づく技術的基準に適合するよう設置いたし
		さい。(協議先:那須塩原市都市計画課 0287-62-7159)	ます。
		・自動車の駐車の用に供する部分の面積が500 ㎡以上の路外駐車場の構造	・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針に基づく措置を
		及び設備については、駐車場法第11 条の規定に基づく技術的基準の適合	講じるよう努めます。(出入口の視認性確保、夜間出入口
		義務が生じますので、那須塩原市都市計画課(駐車場法担当)に確認して	閉鎖、夜間駐車場照度の確保)
		ください。(協議先:那須塩原市都市計画課 0287-62-7159)	
		・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針	
		(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」を参考にし	
		てください。	

		<盛土安全推進班>	<盛土安全推進班>
	都市政策課	現在、県では、令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土	盛土規制法について、造成設計を行っている業者からご相
		規制法)の規制区域を指定できるよう準備を行っております。規制区域指	談したいと思います。
		定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が	
		必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続して	
9	担当: 越雲 TFI:028-623-2463	いる場合でも、届出が必要になることがあります。そのため、盛土規制法	
	FAX:028-623-2403	に基づく手続きの要否について、詳細な図面や工程表をもとに、協議願い	
	FAA.020-023-2090	ます。なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県の	
		ホームページにて規制区域の案(現段階での案であり、確定したものでは	
		ありません。)を公表しておりますので、そちらを御確認ください。(相	
		談先:都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)	
	都市整備課	指導事項特になし	_
10	担当:鈴木		
	TEL:028-623-2507		
	FAX:028-623-2477		
		建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイ	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法
	建築課	クル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エ	律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の
	担当:山下	ネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリア	向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等
11	TEL:028-623-2514	フリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、那須塩原	の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー
	FAX:028-623-2489	市建設部建築指導課と協議願います。なお、協議日付、協議先、担当者等	法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、
	7777.020 020 2 103	の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班(メール:	那須塩原市建設部建築指導課と協議いたします。
		sidohan@pref.tochigi.lg.jp)まで報告願います。	また、協議結果について、後日報告いたします。
	警察本部交通規制課	○令和6年11月5日、事前協議終了。	0-
12	担当:金子・鈴木	○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課と	○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と
	TEL:028-623-3808	も再協議願います。	協議し、再協議いたします。
	FAX:028-623-3808		

	経営支援課	店舗名称が確定した際は、遅滞なく変更届出を行ってください。	・店舗名称について、現時点(12/19)について名称が確
13	担当:石﨑		定しましたので(仮称)なしで届出いたします。
1	TEL:028-623-3176		
	FAX:028-623-3340		

大規模小売店舗立地法 那須塩原市意見徴収結果に対する回答

No.	課名等	協議事項	回答
1	企画政策課	・指導事項等なし。	_
2	ネイチャーポジティ	・指導事項等なし。	_
	ブ課		
		<廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則>	<廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則>
	サーキュラーエコノ	・店舗から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物に該当する種類と	・廃棄物は分別を行い、許可業者に委託します。
	ミー課	産業廃棄物に該当する種類に分かれます。混在することのないよう保	・資源化可能な廃棄物はリサイクルを行い廃棄物の排出減量に努
3	産業廃棄物係	管施設において区分し、それぞれ許可のある処理業者に委託してくだ	めます。
	鈴木	さい。	
	0287-62-7144	・資源化可能な廃棄物の分別を行い、廃棄物の排出減量に努めてくだ	
		さい。	
		<那須塩原市屋外広告物条例>	<屋外広告物条例>
		・屋外広告を掲出する場合は、市屋外広告物条例に基づき、事前に許	・屋外広告物条例について、素案ができ次第、速やかに都市計画
		可申請が必要になります。なお、広告物の種類や掲出場所等の基準に	課都市計画係と協議いたします。
		よって、掲出できない場合もありますので、素案ができ次第、速やか	<那須塩原市立地適正化計画>
		に市都市計画課都市計画係と協議してください。	・工事着手の30日前までに那須塩原市立地適正化計画に基づく届
	都市計画課	<那須塩原市立地適正化計画>	出を行います。
1	都市計画係	・当該物件が、大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売	<那須塩原市景観条例>
	田中	店舗に該当する場合、工事着手の30日前までに那須塩原市立地適正化	・那須塩原市景観条例について、着工の30日前までに那須塩原市
	0287-62-7159	計画に基づく届出(開発行為に係る届出及び誘導施設を有する建築物	景観条例に基づく届出を行います。
		の新築に係る届出の2種)が必要です。	
		<那須塩原市景観条例>	
		・建築面積が1,000㎡を越える又は建築物の高さが13mを超える建築	
		物を建築する場合、着工の30日前までに那須塩原市景観条例に基づく	
		届出が必要です。	

	都市計画課	<都市計画法>	<都市計画法>
5	開発指導係	都市計画法29条第1項の開発許可を要する。	・令和6年12月16日 事前協議提出。
)	佐々木		
	0287-62-7048		
		<道路法24条>	<道路法24条>
		・乗入口の工事及び市道に係る工事については、保全管理課と協議	・乗入口の工事及び市道に係る工事については、保全管理課と協
		し、道路法24条の規定により、道路工事施行承認申請書を提出してく	議し、道路法24条の規定により、道路工事施行承認申請書を提出
	保全管理課	ださい。	いたします。
6	武藤、亀山、増渕	・保全管理課所管土地(市道等)と対象地との境界については、保全	・保全管理課所管土地(市道等)と対象地との境界については、
	0287-62-7165	管理課と協議してください。	保全管理課と協議いたします。
	0201-02-1103	・道路部との境界には境界標を設置することとし、予め道路管理者と	・道路部との境界には境界標を設置することとし、予め道路管理
		境界標の位置、種類、設置方法を協議して下さい。境界プレートを使	者と境界標の位置、種類、設置方法を協議します。境界プレート
		用する場合は、ビス2穴タイプを使用し、安全対策を講じて設置して	を使用する場合は、ビス2穴タイプを使用し、安全対策を講じて
		ください。	設置いたします。
		<建築基準法、建設リサイクル法>	<建築基準法、建設リサイクル法>
		・建築基準法第6条に基づく建築確認申請が必要です。	・建築基準法第6条に基づく建築確認申請いたします。
		・建築基準法第35条に掲げる建築物に該当する場合、建築基準法施行	・建築基準法第35条に掲げる建築物に該当する場合、建築基準法
		令第128条による敷地内通路を計画してください。	施行令第128条による敷地内通路を計画いたします。
	建築指導課	・建築物の用途に応じ「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基	・「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」について届出いたし
7	志賀	づく届出が必要になる場合がありますので、事前相談をしてくださ	ます。
	0287-62-7169	l',	・「栃木県建築基準条例」の適用について確認いたします。
		・「栃木県建築基準条例」の適用について確認してください。	・「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル
		・「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル	法)」第9条に定める対象建設工事を行う場合は、工事着工7日前ま
		法)」第9条に定める対象建設工事を行う場合は、工事着工7日前まで	でに、同法10条に基づく届出いたします。
		に、同法10条に基づく届け出が必要です。	
	管理課	・指導事項等なし。	_
9	整備課	・指導事項等なし。	_

	学校教育課	・計画店舗出入口周辺道路は、三島小学校の通学路に指定されていま	・荷さばき車両は通学時間帯を避けた計画とし、出入口は視認を
10	学校指導係	す。また、三島中学校の通学路としても利用されていることから、児	妨げる工作物等は設置せず安全を確保します。混雑が予想される
10	星野	童生徒の交通安全には十分配慮すること。	日には出入口付近に誘導員を設置し安全に誘導いたします。
	0287-37-5349		
11	生涯学習課	・指導事項等なし。	_
	商工振興課	・店舗名称が確定した際は、遅滞なく変更届出を行ってください。	・店舗名称について、現時点(12/19)について名称が確定しまし
12	商業係		たので(仮称)なしで届出いたします。
12	吉田		
	0287-62-7154		